

の捜査責任者が、この水沼検事であったのだ。

水沼検事は現在高松地検次席検事である。大失態を演じて、処遇にはなんら影響を及ぼさない典型的な事例ではないか。法務検察の体質とはこういうものである。

裏金作りの実態

話を「けもの道」に戻し、その全容をじっくり振り返ろう。これを暴き、告発していくことでしか、正義を全うすることはできないからである。

その前にまず、法務検察の裏金作りの実態を簡単に説明しておこう。

裏金の原資となっていたのは法務省予算である調査活動費である。本来は情報提供者に謝礼として支払う予算である。だが、これがすべて裏金に回っている。

そのからくりはこうである。

架空の情報提供者をでっちあげて領収書を偽造し、支払ったことにして金をプールする。領収書偽造のほかにも、架空の支出何書などの虚偽の公文書を作成する。そしてプールした金は、地検であれば事務局長、高検の場合は事務局長が自分の部屋の金庫に保管する。裏金を使えるのは地検であれば検事正、高検であれば検事長、最高検であれば検事

総長、法務省であれば事務次官、刑事局長、官房長だけである。

したがって、次席検事や事務局長などは、領収書の偽造や裏金の保管などにはかかわっていない、一切使うことができない。その裏金は検事正などの遊興飲食費、接待費、ゴルフ代、マージャン代、観光費などに使われる。一晚に四〇万円くらい使う場合もある。マージャン代として一〇万円を毎月その裏金からもっていった検事正もいたほどだ。

全国一律に、このようなからくりで裏金作りが行われていた。年間の調査活動費予算は、全国の検察で六億円ないし七億円であった。一円も本来の用途には使われていない。すべてが裏金として使われていた。

この裏金は国民の血税であることを決して忘れてほしい。一〇年間で六〇億円ないし七〇億円、二〇年間で一二〇億円ないし一四〇億円。これらが遊興飲食費などに使われたのだ。

樋渡利秋前検事総長は、刑事局長当時、参院予算委員会（平成一六年三月一九日）において、

「裏金作りは業務上横領、詐欺、私文書偽造罪などが成立する」

として、犯罪であると明確に答弁している。

私は昭和四七年に検事に任官し、昭和六三年に高知地検次席検事になった。そのとき初

検察の大罪

裏金隠しが生んだ
政権との黒い癒着

三井環

検察の大罪

裏金隠しが生んだ
政権との黒い癒着

検察



三井環

元大阪高検公安部長



9784062164504

ISBN978-4-06-216450-4

C0095 ¥1500E (0)

講談社

定価：本体1500円（税別）



1920095015002

